平成３０年（フ）第８９号
石川県白山市道法寺町イ45番地２　Ａｊｉｓａｉ　Ｔ．Ｔ102号室、従前の住所石川県白山市道法寺町ロ26番地６
債務者　中澤美智子
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
金沢市京町３番28号、従前の住所金沢市窪７丁目281番地
債務者　林　奈緒子
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１２号
金沢市乙丸町甲246番地２　ＫＴハイム105号
債務者　松本美喜枝
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９７号
兵庫県宝塚市光明町８番29―404号
債務者　平井　　匠
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第９９号
兵庫県伊丹市昆陽池１丁目74番地ハイツ昆陽103号
債務者　梶原　　陸
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１００号
兵庫県伊丹市昆陽池１丁目74番地ハイツ昆陽103号
債務者　梶原　　綾
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第６８号
松江市玉湯町玉造115番地８
債務者　竹田　貴博
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７１号
島根県雲南市大東町新庄405番地３、前住所松江市東津田町1125番地４　サーパス東津田1002号
債務者　金山　芳和
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２６号
島根県浜田市日脚町927番地
債務者　今谷　健太
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第１２３号
福岡県久留米市藤山町696番地34
債務者　西田　　剛
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第５７号
富山市笹津514番地３
債務者　野崎ゆみこ
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月15日まで　富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７１号
茨城県常総市中妻町2468番地１
債務者　橋本　　勝
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第６１号
神奈川県横須賀市大矢部１丁目13番３号
債務者　嘉山　伸一
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成３０年（フ）第３４５号
神戸市垂水区本多聞１丁目11番６―303号
債務者　宗崎　智子（旧姓津田）
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３６３号
神戸市須磨区戎町１丁目５番２―305号
債務者　八木優子こと　ＬＥＥ　ＷＯＯＪＡ　李　　優子
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県久留米市長門石１丁目９番40―306号
債務者　田中　千晶
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第１２０号
福岡県うきは市吉井町1317番地５
債務者　大越　正孝
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで　福岡地方裁判所久留米支部